

会 議 録

会議の名称	平成26年度 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第3回策定委員会
開催日時	平成26年12月24日(水) 開会；午後1時30分・閉会；午後4時10分
開催場所	行田市役所 305会議室
出席者(委員) 氏名	島田ユミ子 相原香保留 清水泰治 小堀 隆 根岸節子 山口高広 寺田幸男 藤井尚子 荻野朋子 阿久津彰男 内田愛三郎 橋本信雄 安部一浩
欠席者(委員) 氏名	根本和雄 鹿山高彦
事務局	竹井健康福祉部長 夏目高齢者福祉課長 岡田主幹 杉澤主幹 春日主査 西尾主任
会議内容	(1)介護保険法改正の概要について (2)介護保険事業計画について (3)施策体系について (4)その他
会議資料	(資料名・概要等) ・介護保険法改正の概要について【資料1】 ・介護保険事業計画について【資料2】 ・施策体系について【資料3】 ・高齢者人口および要支援・要介護認定者数の推計【参考資料】
その他必要 事項	傍聴者1名

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>司会</p> <p>司会</p> <p>委員長</p> <p>事務局 委員長 清水委員</p> <p>委員長 事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p>	<p>1 開会 開会を宣言</p> <p>2 挨拶 島田委員長挨拶</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認 ・傍聴人は1名であることを説明。コンサルタントの紹介。 ・要綱の規定に基づき、以降の議事進行を島田委員長に依頼。 <p>①介護保険法改正の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは議事に入る。資料1について事務局からご説明いただきたい。 ・介護保険法改正の概要について－資料1に基づき説明する。 ・ご意見等あればいかがいたい。 ・「費用負担の公平化」における低所得者の一番下の段階は、生活保護受給者に準ずるのかどうかうかがいたい。 ・今回の法改正の主要なポイントとして「地域包括ケアシステムの構築」があり、これに関しては医療機関の役割の重要性を認識しており、医師会としても体制整備の準備を進めているところである。しかし、高齢者福祉及び介護保険事業に関わる施設には特別養護老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームなど様々な種類があつて根拠となる法律もそれぞれ異なり、保険の請求先も違うなど仕組みが煩雑である。計画書には、施設ごとに根拠となる法律を明記していただきたい。 ・今いただいた質問に対し、事務局からご回答いただきたい。 ・1点目のご質問について、市の介護保険条例において、保険料の一番下の段階にあたる対象者は生活保護法の要保護者に準ずることが定められている。 ・2点目のご質問について、最も関わりが煩雑になるのは介護請求に関してであると思われるが、介護保険に関する場合、国民健康保険法と同様に国民健康保険団体連合会を通して行っている。要支援1、2の人のケアプランは地域包括支援センターで作成しているため、その部分については地域包括支援センターでご相談できると思う。 ・現行の介護保険の仕組みでは、訪問看護が医療と介護の狭間になる。医療が介護分野に関わると、どちらかという医療側が直面する負担の方が重くなる。医療と介護の連携といっても、実際には分けるのが難しい部分もあるので、ぜひ体制をしっかりと整備していただきたい。 ・この件については、実際に施設運営に関わっている小堀委員にも補足説明していただければありがたいと思う。

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
小堀委員	<ul style="list-style-type: none"> 私はケアハウスの施設長をしているが、ケアハウスの仕組みは階段でいうと一階部分に昭和38年制定の老人福祉法があり、その上の二階部分に平成12年制定の介護保険法がある。したがって老人福祉法をクリアしない施設は介護保険法で指定されないということになる。施設については、老人福祉法の呼び名は「特別養護老人ホーム」であるが介護保険法では「介護老人福祉施設」となる、あるいは「軽費老人ホームA型」は介護保険法ではなく、老人福祉法にのっとる施設、など様々である。そこを資料等できちんと明記した方がわかりやすいのではないかと思われる。私たち施設運営に関する者でも、説明資料にどう表記するか悩んだことがあるので、根拠法等を明記することが望ましい。
委員長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> この件に関し、事務局から回答をお願いしたい。 次の委員会では計画書（素案）を提示する予定であるが、素案では用語解説をつけるなどして、読みやすくわかりやすい内容を提示したい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を有する委員からのご意見ということで、ぜひ検討していただきたい。 ほかにご質問・ご意見があればお願いしたい。
安部委員	<ul style="list-style-type: none"> 現在は要介護1の方も特別養護老人ホームに申し込めるが、法改正後は要介護3以上の方に限定されるとのことである。各施設によってバラツキがあると思うが、現在、平均してどれくらいの方の申し込みがあるのかうかがいたい。また、今後の申し込み状況の見込みについてもうかがいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市内の特別養護老人ホーム4か所の現在の待機者は、重複なし（実数）で360人ほどである。要介護1・2の方は、概ね100人あまりである。
委員長 阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> 正確な数値については、後ほど確認していただきたい。 専門家ではないのでわからない点もあるが、知人の施設待機者の方に聞いた話では、要介護2の人が施設に入所できているのに、より重度の人が入所できないこともあるという。どういう仕組みで入所の認定がなされているのか疑問に思うことがある。また、今後は国の政策が変わるというが、実際に制度を運営するのは市町村ということになる。市町村の財源の問題で入所したくてもできない人が出てきてしまうのではないかと懸念する。 本委員会に関しては、まずは専門家の方々の間で意見交換していただいた方がいいのではないだろうか。専門家でない立場からすると、どのように議論に参加してよいか戸惑いを感じる。
根岸委員	<ul style="list-style-type: none"> 本来は、専門家の方々の間でたたき台を作成してから、一般の方のご意見をうかがうという段階を踏んだ方がよかったのかもしれないが、時間の制約等様々な事情があったことと推察する。

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・また、特別養護老人ホームの入所に関しては、各施設の状況は様々であるが、おおよそその実態についてこの場でご説明したい。入所判定に関しては、申込者の状況について点数化して判断を進めるようにと県から強く指導されている。ご本人の状態に加えて、介護の背景なども重要視される。具体的には、独居であるかどうか、家族が置かれている状況や年齢等についても考慮される。また、要介護2といっても認知症が重度であるということもありうる。そういったことをすべて点数化して、月1回の判定会議で判定する。時には、申込者ご本人や家族の状況を勘案して、施設長が緊急的に判断することもある。しかしながら、昔のような社会的入所というケースはほとんどなくなってきている。また、最近では要介護度が高い人の入所が増えている。 ・さらに、待機はしていてもすぐに入所したいという人ばかりでもない。現場の実感としては、すぐに入所したいという人は全体の3分の1から2分の1くらいではないだろうか。最近ではサービス付き高齢者向け住宅やグループホームなど様々な施設ができていますので、そこでなんとかなっているというケースが増えているためと思われる。どの施設でも170～180人くらいの待機者はいると思うが、数値だけでは測れない実態もあるということをご理解いただきたい。 ・ご本人の尊厳に関わる問題も含まれている。いい意味で活用されることを期待したい。 ・本委員会の趣旨としては、様々な立場の方々にご参加していただくことに意義があるという点についてご理解いただきたい。 ・①の議題についてよろしければ、先に進みたい。
委員長 事務局	<p>②介護保険事業計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、資料2について事務局からご説明いただきたい。 ・介護保険事業計画について－資料2のP. 1～5について説明する。
清水委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、元々4か所であったのが、一度3か所になり、現在は再び4か所になったという経緯がある。そういった経緯を書かなくてもよいのだろうか。 ・地域包括支援センターに関して、市は直営の中央センターを設置する予定はないだろうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・かつて、地域包括支援センターの前身である在宅介護支援センターの制度が整備され、その時には市内で4か所のセンターが立ち上がった。その後、平成20～24年の期間に3か所となり、現在ではまた4か所になっている。計画書案では現在のことしか記されていないので、書き方を充実して経緯がわかるように工夫したい。

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
清水委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、高齢者福祉課に地域包括支援担当を設置し、保健師2名の専門職を配置している。隣のセクションには社会福祉士、栄養士もいて、市内の地域包括支援センターを支援する体制を整えている。今のところ市が直営で地域包括支援センターを設置する計画はないが、毎月、市と地域包括支援センターを交えた会合を3～4回行って連携を図っているので、現在のところはその体制でいかせていただきたい。 ・ここにいる皆さんはかつて地域包括支援センターが1か所少なかった時の経緯をご存知のことと思うが、一般的にはあまり知られていないのでわかりやすい方がよいのではないか。 ・地域包括支援センターの市による中央センターの設置については、将来に向けても実現可能性がない、という明確な回答が得られなかったので、これまでも何回か同様の質問をしてきた。前の課長からは、職員の人件費が確保できないので無理、という回答をいただいていたが、それは公務員の人件費ということで、現在地域包括支援センターへ委託している費用はもっと低いのではないだろうか。市が地域包括支援事業に責任を持って臨むためにも、市直営のセンターを立ち上げるべきであると考えます。現在、介護保険に関わることは何もかも高齢者福祉課が担当していると思われるが、仕事が多すぎて専門家同士で話し合う時間もないだろう。この会議についても、本来ならば専門家で話し合っただけで作成してパブリックコメントをするのが筋であろう。もう少し将来を見据えて動いていただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・P. 3の文面で「～見直しをしていく必要があります」とあるので、これをもって体制を整えていく方向性を打ち出しているのご理解いただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画について－資料2のP. 6～20について説明する。
清水委員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業はもっと便利な場所で行う方がよいと思われる。現在、介護予防事業が行われている場所は利根川のそばの社会福祉協議会で、利用者の搬送に2時間くらいかかる。それが面倒で「行きたくない」と考える高齢者もいる。介護予防事業なのだから、歩いて通える場所で行えば、歩くことも介護予防になるという考え方もある。そういった方向性も考えていただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・【現状と課題】にそういった内容が書かれているので、課題としての認識はされていると思われる。文言等を工夫すればもう少しわかりやすくなると思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、介護予防事業は、やすらぎの里以外に、グリーンアリーナや佐間公民館でも実施しており、これからも利用者の利便性に配慮していきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画について－資料2のP. 21～68について

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
清水委員 委員長 事務局	説明する。 ・「ながちか（長親）体操」について、ストレッチ体操やリズム体操の中には、高齢の方が取り組むにはきつい動きもある。プログラム内容の見直しを検討する予定はないだろうか。 ・特別養護老人ホーム100床という計画が2か所、地域密着型介護老人福祉施設の新設予定が平成28年度にあるようだが、これは新たな参入なのか、それとも増床なのだろうか。 ・「ながちか（長親）体操」の内容の見直しと、施設の計画に関してのご質問をいただいた。具体的なことがわかれば、事務局からご回答願いたい。 ・「ながちか（長親）体操」の内容見直しについてのご意見は、要望として受け止めたい。 ・特別養護老人ホームについて、平成28年度における100床分は、市内法人が新たに100床の特別養護老人ホーム建設を計画している。平成29年度の分については、県の内示前であるので、今この場での明確な回答は難しい。地域密着型介護老人福祉施設については、将来的な整備を計画しているが、具体的な法人は決まっていない。今後、公募を行って皆様に声をかけることもありうる。
委員長 事務局	③施策体系について ・それでは、次の議題に進みたい。資料3について事務局からご説明いただきたい。 ・施策体系について－資料3について説明する。
委員長 事務局 委員長	④その他 ・議題の④その他について、事務局からご説明いただきたい。 ・参考資料について説明する。 ・参考資料のP. 5は、前回の委員会における宿題である、団塊の世代の人口に関するグラフ等の資料である。 ・議題の④まで進んできたが、全体を通じてのご質問、ご意見があればいただきたい。
根岸委員 事務局	・平成28年度、29年度と、それぞれの年度で特別養護老人ホームが一つずつ増えるとのことである。平成28年度の施設は、私たちもよく知っている市内の実績ある法人による設立ということで安心しているが、平成29年度については、特に公募などは行われなかったと思う。最近、他市町村では公募を行った上で複数の候補の中からその自治体の計画に沿うような条件を備えた事業所について意見書を書いているようだが、今回、公募など行わずに意見書を書かれた理由について教えていただきたい。 ・平成28年度の施設については、既に情報は行き渡っていると

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
藤井委員	<p>思われる。平成29年度の施設については、ご指摘の通り、公募によるものではなかった。埼玉県では毎年7月に施設の増床、新設等の計画の受理をしている。県によると、計画申請に関する書類に不備がなければ受理せざるをえないということである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備に関して質問したい。行田市の要介護3以上の出現率を考えると、計画案に書かれているほどの施設が必要なのだろうか。特別養護老人ホームについては、今後100床ほどは必要であろうが、それで充足するのではないかと思う。それ以上に増やすことについての理由を教えてください。 地域包括ケアシステムについて質問したい。地域包括支援センターでは総合相談支援事業や権利擁護業務等、現在でもかなり多くの機能を担っている。今後新たに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の充実の機能が追加となり、これまで以上の負担が予想される。その受け皿についてはどのように考えられているのか。生活支援事業担当が中心になるのか、教えてください。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に関しては様々な考え方があ。2025年には75歳以上の人口はさらに増加する。さらに、先日の県のヒアリングにおいて、県からは「行田市には施設の待機者がまだまだ多い」と指摘された。利根圏域の中では北部の市町ほど土地が安価で特別養護老人ホームの整備率が高めである。秩父地域や県北部はさらに施設の整備率が高い。こういった周囲の状況と比較して行田市の整備率はそれほど高くないといった現状を踏まえて、県の指摘につながったと思われる。また、介護保険制度は在宅介護シフトの流れではあるが、2025年を見据えると、やはり施設整備も進めていかなければならない。 地域包括支援センターに新たな機能が追加となることについては、国の方針に沿った対応であるので、ご理解いただきたい。
委員長 荻野委員	<ul style="list-style-type: none"> ほかにご意見があればお願いしたい。 平成28年度から地域密着型通所介護が予定されているが、平成29年度からの地域包括ケアシステムの構築の1年前からのスタートとなる。様々な施設でもう体制を整えているようであるが、市としてどのような考え方で進めるのかうかがいたい。 訪問介護の生活援助のようなサービスについて、介護保険以外のサービスについては、現在は主にボランティアの方々によって担われている。将来的にボランティアの活躍がなくなってしまう恐れがある。今後は、介護予防としてどのように体制を整備していくのかうかがいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 小規模通所介護を地域密着型に移行するという認識でよいだろうか。これも介護保険法の改正による、国の方針に沿った対応として計画している。詳細については、今後具体的につめてい

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
副委員長	<p>く予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1、2の方が現在受けているサービスはそのまま現行の通りに移行することになる。そのほかの事業については、現在の受け皿は「いきいき元気サポートサービス」や、高齢者福祉サービスの委託のヘルパー事業がある。今後の体制については、NPO法人やシルバー人材センターが受け皿になったり、市でそういったきっかけを作ったりするということは、移行した後でも考えていけると思う。スタート時点で100%の体制を揃えられるかどうか懸念する部分もあるが、年を追うごとに整備を充実させていきたいと考えている。 ・本日の会議では、事業者の方からの意見がよく出たと思う。加えて、高齢者自身の問題も重要だと感じている。元気な高齢者が介護状態にならないようにするにはどうしたらよいかということは根本的な問題である。自分たちのことを振り返ってみると、老人クラブなどに入っていない。また、健康達人塾やながちか（長親）体操などの情報をどれだけの方が理解しているか疑問である。こうしたことを振り返り、私たち自身が勉強し、意識しながら、介護状態にならないための努力を続けていかなければならないと思っている。 ・また、元気な高齢者が一人でも多くこれからも元気でいてもらえるよう、市民が理解できるような教育が必要であると思う。「自助・共助・近助」という言葉も出てきている。近所から元気な高齢者をつくる、という施策が必要であろう。こうしたことに早くから多くの人に気づいてもらうことが必要だと思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・本日のまとめのようなご意見をいただいた。近所での顔つなぎ、心つなぎをしていく中での重要な考え方であると思われる。 ・ほかに何かあればお願いしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の策定委員会についてお伝えしたい。これまで3回にわたって資料等を提示してきたが、次回ではそれらを見やすくわかりやすくまとめて計画素案の形で提示する予定である。第4回策定委員会は1月26日（月）午後1時30分開催を予定している。詳細については年明け早々にご案内したい。 ・あらためて連絡いただけるということでよろしいであろうか。
委員長 事務局 委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りである。 ・これからも文章や内容を見直して作るということで、様々な立場の方の意見も反映していただけることと思われる。本日は、重要なお意見を数多くいただいた、大変意義のある会議であったと思う。皆さんからいただいたご意見を貴重なものとして受け止めたい。本日の会議が大変意義あるものになったことを感謝したい。

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司会	<p>4 閉会</p> <ul style="list-style-type: none">・以上をもって、第3回策定委員会を終了したい。・本日はありがとうございました。